

平成21年度 第2回 総務企画委員会 議事概要

H21. 8. 21 作成

H21. 8. 28 修正

日時：平成21年8月18日(火) 18:00~20:00

場所：建築士会 会議室

出席者：(委員長) 金子修司
(副委員長) 長田喜樹
(出席委員) 芝京子 石井明 山根三郎 菊嶋秀生
平山征宏 渡邊一郎
(欠席委員) 村島正章(常任理事) 南野英行 齋藤龍男
山成芳直 長谷川行彦
(臨時出席) 藤田武(会長)
(事務局) 岡部事務局長 田中職員

報告事項(確認事項)

1. 第1回総務企画委員会の議事録案の確認 18:00~18:15

概要

○前回委員会議事録案を異議なく承認。

○事務局長より、資料1(第1回総務企画委員会議事概要)、村島常任理事メモ(「議事録を拝見して」)の説明

○質疑応答

特になし

2. 賛助会員の活性化について 18:15~18:30

概要

○関係委員により小委員会発足の打ち合わせを進めることとした。

○副委員長より、資料2(賛助会員の活性化について)に基づき、本県及び他都県士会の賛助会員制度の現状について説明

○質疑応答

- ・賛助会員が士会の中での活動を通じて士会会員との結びつきを強めることは、士会にとって「収入増」と「士会活動の活性化」のメリットがあり、他団体も取り組んでいるところ。しかし、単なる負担増でなく、賛助会員側にも情報提供などのメリットが生じるようにすべき。
- ・士会が、メーカーやゼネコンの建材・工法PRの場を提供できれば、賛助会員加入につながる。そのためには、まず賛助会員主体の委員会を立ち上げるべき。準備会の顔合わせをやってほしい。

- ・賛助会員の製品発表の機会や見学会等を、年間スケジュールでたててみてはどうか。
- ・会費が安いのではないか。賛助会員のメーカー等が、士会加入によって、事業上の優位性を確保できるならば1万5千円は安いと思う。
 - 入会のメリットをきちんと打ち出せるようにしてから、値上げ問題を話し合う。
 - まず、関係委員等により小委員会を開催し、活性化の案を出してもらおう。小委員会の日程は副委員長が調整する。

3. 公益法人改革への対応について

18:30～19:06

概要

○他士会の動向等の情報収集に努めることとした。

○副委員長及び事務局長より、資料3(公益法人改革への対応について)の説明

《公益法人改革への対応について》

- ・H21.7.17 現在全国で39の法人が公益移行認定、一般移行認可、新規公益認定を受けているが、建築関係の団体はまだ1つもない。
- ・専門家の公認会計士からは、手続きを急がず十分に考えた方がいいとの意見がある。

《公益財団法人、一般財団法人へ移行する場合のメリット・デメリット》

- ・公益法人の認定を受ければ、寄付金税制の優遇等のメリットはあるが、事業活動の制限等のデメリットもある。
- ・一般社団となった場合でも、非営利型法人は、税制上、全所得課税型法人とは区別される。業界団体は、会員の福利厚生を目的とするということで、非営利型に含まれる。

○質疑応答

- ・士会連合会は、どう対応するのか？
- ・以前の公益法人への指導強化の中では、理事等に外部の人間を半分入れなければならないと言われていたが、公益法人改革三法の中身にはそのような決まりは見えない。
- ・建築学会は、「一般社団化」の方向を機関決定している。公益事業の定義が厳しいため、制約をさらった結果。たしかに学校の耐震診断も、全部「非公益事業」とされてしまうのは辛い。
- ・講習会もすべて収益事業とみなされてしまうようだ。
- ・本県士会が公益認定となった場合、支部の収支とも連結決算にすることを要求されると、支部活動にも影響をもたらす恐れがある。
- ・NPO法人化との得失も検討しているところだ。
- ・いずれにしても、認定権者がどんな判断を下すのか、リスクは大きい。
- ・拙速で公益法人化しても認可取り消しのリスクがあるならば、先行例を見極めて後発した方がいいのではないか。
- ・時期的な問題としては、あまりゆっくり構えていると間に合わない。
- ・現状の士会業務を公益事業、収益事業に振り分ける等のシミュレーションを行った上で、

方向性を決め、定款変更等の準備をすべき。

- ・けっきょく誰の判断で公益認定が決まってくるのか、見えないと安心できない。ISO認定制度のときも、先行して申請したところは大変だった。

→ 他県士会の動向などの情報収集に努めることとする

議題

1. 神奈川県建築士会既存建築物の耐震診断・補強計画等受託事業取扱規程案について

19:06～19:34

概要

○耐震診断・補強計画事業に限定しない規程とするため表題を改めるほか、原案により決定し理事会等に上程することとした。

○副委員長より、資料4(「神奈川県建築士会既存建築物の耐震診断・補強計画等受託事業取扱規程」について)の説明

○質疑応答

・規程制定が必要となった経緯や対象事業の実績は？

(→ 事情を知る委員等から当時の状況を説明)

・規程の表題を、単に「神奈川県建築士会受託事業取扱規程」と改め、耐震に限らず今後多様な業務を受けられるようにした方がいいと思う。

・共同事業者は、士会主催の講習会受講済み等を条件に加えるなど、士会活動参加へのインセンティブにするような工夫も必要。

(→ 具体的な進め方については、本規程制定後、「別に定める」要項等で検討していくべき。)

・今後の景観法関係業務等への適用も含めて作成することとし、「耐震診断」という名称を変更し、理事会に上程していくことで支障ないか？

→ 了承

その他事項

1. 「建築士会の活性化と会員増強策」施策体系表の改訂版について 19:34～19:52

○副委員長より、資料5(「建築士会の活性化と会員増強策」施策体系表「現状部分」改訂版)の説明

○質疑応答

・耐震事業が少なくなると厳しい財政状況になってしまう。耐震事業頼みからぬけるためにはどのようにすればよいか依然として課題。

・2級受験者が減ってきている。こうした状況の変化の中で「2級も大事にする士会」にしなければならなくなった。

・会員中の1・2級比率は？

- (→ 次回までに事務局で会員の二級、木造建築士所持者の比率を調べておく。
- 二級、木造建築士の登録を建築士会が請負うことになったから、集中受付等の機会を活用して会員増強を図りたい。)

2. 今後の日程について

- ・次回は、9月15日(火) 18:00～20:00

3. その他

- ・情報広報委員会及びCPD専攻建築士制度委員会より委員の選任の依頼あり。